

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

正社員、パート、アルバイト。

雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。

忘れずに労働保険の手続きを。

- 労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。
- 電子申請での手続き、口座振替納付が便利です（電子申請は24時間、365日いつでもOK!）。

◎詳しくは、愛知労働局、●●労働基準監督署又は
●●ハローワークへ ご相談ください。